

豊橋市民病院 院内感染対策指針

豊橋市民病院は、病院の理念や基本方針に基づく安全で快適な医療の提供を目的に、院内感染予防と感染制御を行っていく。このことに対する基本的な考え方や取り組みを以下に定める。

I. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

職員は院内感染（または医療関連感染）防止対策を把握し実行する。院内感染が発生した際には、その原因を速やかに特定し制圧・終息を図る。患者やその家族には治療方針を含め適切な情報提供を心がける。

II. 院内感染防止対策の組織

上記I. を実行するため以下の組織を設置する。各組織の活動の詳細は各々の組織の要綱に定める。

1. 感染症管理センター

院内外の感染症情報の収集と効率的に院内感染対策を推進するため、院長直属の組織として感染症管理センターを設置する。主な役割を以下に示す。

- 感染症情報の提供と院内感染対策サーベイランスの実施
- 感染症発生動向調査への協力
- 感染対策教育やマニュアル整備など

2. 院内感染対策委員会（Infection Control Committee：ICC）

豊橋市民病院における院内感染対策を積極的に推進するため、院長を含む専門職代表を構成員とした同委員会を設置する。主な役割は以下とする。

- 定期的な委員会の開催（毎月1回／臨時開催あり）
- 院内感染防止対策の検討と推進

3. 院内感染対策チーム（Infection Control Team：ICT）／抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team：AST）

医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師などからなる上記チームを編成し、実働を行う。主な役割は以下とする。

- 定期的なチームの活動（毎週1回／臨時開催あり）
- ICTは感染防止対策の実践に関する活動を行う
- ASTは抗菌薬適正使用にむけた医師へのサポート活動を行う
- 感染対策教育として研修会を開催する

4. その他

各局で感染防止に関するリンクスタッフ制を敷くなどし、対策の充実を図る。

III. 院内感染対策に係る活動

1. 職員教育（研修）

院内感染防止対策の基本的な考え方や具体的な方法を周知徹底する目的で職員教育（研修）を実施する。実施回数や頻度は以下とする。

- 新規採用者に対して年1回実施する
- 病院職員に対して年2回以上実施する
- 各局内で必要に応じて適宜実施する
- 外部委託職員に対して必要時実施する

2. 院内感染発生時の対応

1) 発生数の確認と啓発活動

- 薬剤耐性菌やインフルエンザ流行情報などを感染症管理センターが集計する
- 毎週開催される ICT 会議で上記情報を報告し、感染対策の遵守を確認する
- 毎月開催される ICC に月報を提出し、各部局への伝達や啓発活動に活用する

2) 院内感染（アウトブレイク）が発生した場合の対応

- 感染症管理センターが中心となり情報収集を行う
- 院内感染対策委員長や院長へ報告し、ICT による早急な対策介入を行う
- 必要に応じて発生状況を管轄保健所に届け出る

3. 患者への情報提供と説明

- 1) 本指針は患者やその家族が閲覧できるように病院ホームページ等で公開する
- 2) 患者・家族に病態や感染経路、基本的な対策などの説明を行い、伝播防止のための理解や協力を得る

4. 病院における院内感染対策の推進

1) 院内感染対策マニュアルの遵守

職員は豊橋市民病院・院内感染対策マニュアルなどに記載された院内感染対策を遵守・徹底する。具体的には以下を実行する。

- 標準予防策の遵守（手指衛生や個人防護具の着用など）
- 感染経路別予防策の徹底
- 医療器具関連感染予防対策の徹底

2) 職業感染防止対策の遵守

職員は豊橋市民病院・院内感染対策マニュアルなどに記載された職業感染防止対策を遵守する。具体的には以下を実行する。

- 適切な個人防護具（手袋・マスク・エプロンなど）着用の遵守
- 血液・体液暴露事故防止のための『リキャップ禁止』や『ゴーグル着用』などの遵守
- 各種ワクチン接種の推進

IV. その他

1. 本指針の見直し、改訂

- 1) 本指針の見直しを必要と認めた場合は、院内感染対策委員会の議事として取り上げ、検討するものとする
- 2) 本指針の改定は院内感染対策委員会の決定により行うものとする

2. 院内感染対策マニュアルの見直し、改訂

- 1) 感染対策推進のため、「院内感染対策マニュアル」の見直しを定期的（1 回/年）および随時実施し、必要に応じて改訂する。改訂時には内容を職員に周知する

3. その他

- 1) 職員は、職種や職位にかかわらず院内感染防止対策に関して自由に発言することができる
- 2) 職員は、その職務に関して知り得た事実のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは院内感染対策委員会および院長の許可なく第三者に公開（口外）しない